写

議員提出第９号議案

地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第１項の規定により提出する。

令和２年11月27日

大田区議会議長　塩野目　正　樹　様

提　出　者

大　竹　辰　治	清　水　菊　美	黒　沼　良　光
佐　藤　　　伸	菅　谷　郁　恵	福　井　亮　二
荒　尾　大　介	杉　山　公　一	

地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例

地域力を生かした大田区まちづくり条例（平成22年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第19条第４項を次のように改める。

４　区長は、建築に関する法律及びこれに基づく命令並びに条例に適合するものであっても、基本理念の良好な住環境に不適切な建築形態等の場合、区民の要望を反映するため建築協定を締結しようとする土地所有者等に対し、指導及び助言を行うものとする。

付　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（提案理由）

従前の条例には「良好な住環境」、「長年にわたって培われてきた歴史と文化」などこうした地域の特色を踏まえ、未来にわたって誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを目指し、とあるように基本理念を尊重する立場で建築基準法に適合する場合でも基本理念の良好な住環境に不適切な形態により、損なわれる場合充分に対応できる必要があるため改定する。